

本文書は、欧州連合（EU）の2012年12月31日官報L361/1に掲載された「単一特許保護の創設の分野における強化された協力を実施する2012年12月17日欧州議会及び理事会規則(EU) No 1257/2012」を和訳したものです。

本文書は、参照用のための仮訳であり、最終的な内容の確認、照会はその[原文](#)において行われるようお願いいたします。本仮訳が原文と相違する場合は、全て原文が優先します。JETROは、本仮訳を利用したことによるいかなる損害に対しても、責任を負いません。

2012年12月31日 EU 官報 L 361/1

(日本語仮訳)

単一特許保護の創設の分野における強化された協力を実施する

2012年12月17日

欧州議会及び理事会規則(EU) No 1257/2012

欧州議会及び欧州連合理事会は、

欧州連合の機能に関する条約、特にその第118条第1段落に配慮して、

単一特許保護の創設の領域における強化された協力を承認する2011年3月10日の理事会決定2011/167/EU¹に配慮して、

欧州委員会の提案に配慮して、

加盟国の議会に法律案を送付した後、

通常立法手続²に従って行動し、

以下を踏まえて、本規則を採択した。

- (1) 企業が国境を超える製品の製造及び流通にその事業活動を適合させることを可能にし、かつ、企業により多くの選択肢及び機会を提供する法的要件を創出することは、欧州連合条約第3条(3)に規定する欧州連合の目的の達成に資する。域内市場全体又は少なくともその重要な部分における統一特許保護は、企業が自由に利用できる法的手段の一つであるべきである。
- (2) 欧州連合の機能に関する条約(TFEU)第118条第1段落の定めるところにより、域内市場の設立及び機能との関連において取られるべき措置には、連合全域に及ぶ統一特許保護の創設及び、連合全域における一元化された承認、協調及び監督に関する取決めの策定が含まれる。
- (3) 2011年3月10日、理事会は、単一特許保護の創設の領域におけるベルギー、ブルガリア、チェコ共和国、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシ

¹ OJ L 76, 22.3.2011, p.53

² 2012年12月11日欧州議会の立場(官報には未掲載)及び2012年12月17日理事会決定

ヤ、フランス、キプロス、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴェニア、スロヴァキア、フィンランド、スウェーデン及び連合王国（以下、総称して「参加加盟国」という）の間における強化された協力を承認認可する決定2011/167/EUを採択した。

- (4) 単一特許保護は、特許制度をより簡単で低コスト、かつ法律上安全に利用できるようにすることで、科学的及び技術的発展並びに域内市場の機能を促進する。また、参加加盟国において単一の特許保護を受けられるようにすることで特許保護のレベルを高め、さらに連合全域において企業の負担する費用及び煩雑さを低減する。単一特許保護は、国籍、居所又は事業所の所在地にかかわらず、参加加盟国及びその他の国の欧州特許の所有者に利用可能でなければならない。
- (5) 1991年12月17日及び2000年11月29日に改正された1973年10月5日欧州特許の付与に関する条約（以下、「EPC」）は、欧州特許機構を創設し、この機構に欧州特許を付与する業務を委託した。この業務は、欧州特許庁（以下、「EPO」）により遂行されている。EPOの付与した欧州特許は、特許権者の請求により、本規則に基づき、参加加盟国において単一的効力を享受するものとする。かかる特許は、以下「欧州単一効特許」という。
- (6) EPC第IX部の定めるところにより、一群のEPC締約国は、かかる締約国に関して付与された欧州特許は一元的な性格を有すると規定することができる。本規則は、EPC第142条の定める「特別の取決め」、2001年2月3日に最終変更された1970年6月19日特許協力条約第45条(1)の定める「広域特許条約」、及び1979年に最終修正された1883年3月20日にパリで署名された工業所有権の保護に関する条約第19条に定める「特別の取決め」を構成する。
- (7) 単一特許保護は、本規則により、すべての参加加盟国について、欧州特許にその付与後の段階において単一的効力を付与することで達成されるべきである。欧州単一効特許の主な特徴はその一元的な性格にあるべきである。すなわち、すべての参加加盟国において単一的保護を与え、かつ、均等の効力を有することである。したがって、欧州単一効特許は、すべての参加加盟国においてのみ、限定され、移転され、取消され又は消滅するべきである。欧州単一効特許は、参加加盟国の領域の全部又は一部において、実施許諾できるべきである。単一特許保護により付与される保護の実質的範囲を統一的なものとするために、すべての参加加盟国について同一の群のクレームに関して付与された欧州特許のみ単一的効力を享受するべきである。最後に、欧州特許に付与された単一的効力は補助的な性格を有すべきであり、かつ、基礎となる欧州特許の取消又は限定が行われた場合には、その範囲においてその効

力が生じなかったものとみなされるべきである。

- (8) 特許法の一般原則及び EPC 第 64 条(1)の定めるところにより、単一特許保護は、欧州特許公報における欧州特許の付与の記載の公開日から、参加加盟国において遡及的に効力を生じる。単一特許保護の効力が生じた場合、参加加盟国は、特許の重複保護を回避するために、当該欧州特許がその領域において国内特許としては効力を生じていないものとみなされることを確保しなければならない。
- (9) 欧州単一効特許は、その所有者に、第三者が当該特許のもたらす保護に反する行為を行うことを阻止する権利を与える。このことは、統一特許裁判所の創設を通じて確保されるべきである。本規則又は単一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する適用翻訳言語の取決めに関する 2012 年 12 月 17 日理事会規則(EU) No 1260./2012³において定められていない事項に関しては、EPC、かかる権利の範囲及びその制限を定める規定を含む統一特許裁判所協定、並びに国際私法のルールを含む国内法の規定が適用される。
- (10) 欧州単一効特許に係る強制実施権は、参加加盟国の各領域において、当該参加加盟国の法律に準拠するべきである。
- (11) 本規則の運営に関する報告書において、欧州委員会は適用可能な制限の機能を評価する。さらに、必要な場合には、特許制度の技術革新及び技術的進歩への貢献、第三者の正当な利益、並びに社会の優越的権利を考慮して、適切な提案をしなければならない。統一特許裁判所協定は、欧州連合がこの分野において権限を行使することを妨げない。
- (12) 欧州司法裁判所の判例法の定めるところにより、権利の消尽の原則は欧州単一効特許に対しても適用されるべきである。したがって、欧州単一効特許により付与される権利は、当該製品が当該特許権者により連合内の市場に出された後は、参加加盟国において行われる当該特許が含まれる製品に関する行為には適用されない。
- (13) 損害について適用される規則は、参加加盟国の法律、特に、知的財産権の行使に関する 2004 年 4 月 29 日欧州議会及び欧州理事会指令 2004/48/EC⁴第 13 条を実施する規定に準拠するべきである。
- (14) 財産の対象としての欧州単一効特許は、全体として、かつ、すべての参加加盟国において、出願人の居所、主たる事業所又は事務所の場所などの具体的な基準により

³ この官報の 89 ページ参照

⁴ OJ L 157, 30.4.2004, p.45.

決定された参加加盟国の国内特許として、取り扱われるべきである。

- (15) 欧州単一効特許により保護される発明の経済的活用を推進し促進するために、当該特許の所有者は、相当な対価と引換えに当該特許の実施を許諾できるべきである。そのために、特許権者は、相当な対価と引換えに実施権を許諾する用意がある旨の宣言を EPO に提出することができるべきである。この場合、特許権者は、かかる宣言が EPO に受領された時点から、更新手数料の減額を享受するべきである。
- (16) EPC 第 IX 部の規定を利用する一群の EPC 締約国は、EPO に業務を与え、欧州特許機構の管理理事会の特別委員会（以下、「特別委員会」という）を設置することができる。
- (17) 参加加盟国は、欧州単一効特許に関する一定の管理業務を EPO に与えなければならない。かかる一定の管理業務とは特に、単一的効力の請求の管理、単一的効力及び欧州単一効特許の限定、実施許諾、移転、取消又は消滅の登録、更新手数料の徴収及び配分、移行期間中における情報提供目的での翻訳の公開、並びに EPO の公式言語ではない言語で欧州特許出願をした出願人が負担した翻訳費用を償還するための補償制度の管理に関するものをいう。
- (18) 特別委員会の枠組みの中で、参加加盟国は次のことを確保するべきである。すなわち、参加加盟国が EPO に委託した業務に関連する行為の管理及び監督、単一的効力の請求が欧州特許公報における欧州特許の付与の記載の公開日から 1 月以内にされること、及び、かかる請求が EPO における手続言語で、移行期間中は規則 (EU) No 1260/2012 に規定される翻訳と共に提出されることである。また、参加加盟国は、EPC 第 35 条(2)に定める投票規則に従って、本規則に規定する基準に基づく更新手数料の水準及び更新手数料の配分割合が決定されることを確保するべきである。
- (19) 特許権者は、欧州単一効特許につき年に一度、更新手数料を支払わなければならない。更新手数料は特許保護の期間を通じて累進的であり、付与前の段階において欧州特許機構に支払われる手数料と共に、欧州特許の付与及び単一特許保護の管理に関連するすべての費用を負担できるべきである。更新手数料の水準は、中小企業などの特定の事業体をめぐる状況を考慮して、例えば手数料引き下げの形で、技術革新の促進及び欧州企業の競争力の発展を目的に決定されなければならない。また、かかる水準は、特許が対象とする市場規模を反映し、かつ、更新手数料の水準が最初に決定される時点で参加加盟国において効力を有する平均的な欧州特許の国内更新手数料の水準と同等でなくてはならない。
- (20) 更新手数料の適切な水準及び配分は、次のことを確保するために決定されなければ

ならない。すなわち、単一特許保護に関して、EPO に委託された業務に係るすべての費用が欧州単一効特許によって発生した資金でまかなわれること、及び付与前の段階において欧州特許機構に支払われる手数料と共に、更新手数料から得られた収入が欧州特許機構の均衡された予算を確保することである。

- (21) 更新手数料は欧州特許機構に支払われなければならない。EPO は、EPC 第 146 条の規定に従って、単一特許保護に関する業務を遂行した際に EPO の負担した費用を賄うことのできる額を保持しなければならない。残額は、参加加盟国間で配分され、特許関連の目的で利用されるべきである。配分割合は、公正、公平かつ関連ある基準、すなわち、特許活動の水準及び市場規模に基づいて決定されるべきで、この制度の均衡のとれた持続的な機能を維持するために各参加加盟国に最低限の額が配分されることを保証しなければならない。配分は、次のことについて補償を提供するべきである。すなわち、EPO の公式言語以外の言語を自国の公式言語としていること、欧州イノベーション・スコアボードによると特許活動が偏って低い水準にあること、及び／又は欧州特許機構への参加資格を比較的最近取得したことである。
- (22) EPO と加盟国の中央産業財産権庁の協力関係を強化することで、EPO が必要に応じて、優先権が後願の欧州特許出願で主張される国内特許出願に関して中央産業財産権庁が行った調査の結果を定期的に利用することができるようにするべきである。国内特許付与手続きにおいて調査を行わないものも含め、すべての中央産業財産権庁は強化された協力関係の下で、特に次の方法により重要な役割を果たすことができる。すなわち、中小企業などの潜在的な特許出願人に対する助言及び支援の提供、出願の受理、EPO への出願の送付、及び特許情報の普及である。
- (23) 本規則は、TFEU 第 118 条の後段に従って、理事会が採択した規則 (EU) No 1260/2012 により補完されている。
- (24) 欧州単一効特許に関する管轄権は、欧州特許及び欧州単一効特許に関する統一された特許訴訟制度を創設する法的文書により定められ、かつ、かかる法的文書に準拠しなければならない。
- (25) 欧州単一効特許に関する事案を審理するために統一特許裁判所を創設することは、当該特許の適切な機能、判例法の一貫性、すなわち法的安定性、及び特許権者の費用効果を確保する上で不可欠である。そのため、参加加盟国がその国内の憲法上及び議会運営上の手続きに従って、統一特許裁判所協定を批准し、かつ、当該統一特許裁判所が可及的速やかに運用できるようになるために必要な措置を取ることが、極めて重要である。

- (26) 本規則は、参加加盟国が国内特許を付与する権利を害するものであってはならず、かつ、参加加盟国の特許に関する法律にとって代わるものであってはならない。特許出願人は、国内特許、欧州単一効特許、一以上の EPC 締約国において効力を有する欧州特許又は参加加盟国ではない一以上の EPC 締約国で有効である欧州単一効特許のいずれかを自由に取得できるものとする。
- (27) 本規則の目的、すなわち単一特許保護の創設は、加盟国によっては十分に達成することができず、本規則の規模及び効力を理由に連合レベルでよりうまく達成ができるので、欧州連合は、適切な場合には強化された協力により、欧州連合条約第 5 条に定める補完性の原則に従って、措置を講じることができる。また、同条に規定する比例性の原則に従って、本規則はかかる目的を実現するために必要な範囲を超えないものとする。

第 1 章

一般条項

第 1 条

対象

1. 本規則は、決定 2011/167/EU によって承認された単一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する。
2. 本規則は、1991 年 12 月 17 日及び 2000 年 11 月 29 日に改正された欧州特許付与に関する条約（欧州特許条約、1973 年 10 月 5 日）（以下「EPC」）第 142 条の意味における特別取決めを構成する。

第 2 条

定義

本規則の目的のために、以下の定義が適用される：

- (a) 「参加加盟国」は、第 9 条に規定される単一的効果に対する請求がなされた時点において、決定 2011/167/EU の効力による、または、TFEU 第 331 条第 1 項の第 2 段落または第 3 段落に従って採択された決定の効力による単一特許保護の創設の領域における強化された協力に参加する加盟国を意味する；
- (b) 「欧州特許」は、EPC に規定される規則及び手続のもと欧州特許庁によって付与される特許を意味する；
- (c) 「欧州単一効特許」は、本規則の効力によって参加加盟国において単一的効力が有効である欧州特許を意味する；
- (d) 「欧州特許登録簿」は、EPC 第 127 条のもと欧州特許庁によって保持される登録簿を意

味する；

(e) 「単一特許保護の登録簿」は、単一的効果及び欧州単一効特許の限定、実施許諾、移転、取消、又は消滅が登録されている欧州特許登録簿の一部を構成する登録簿を意味する。

(f) 「欧州特許公報」は、EPC 第 129 条に規定される定期刊行物を意味する。

第 3 条

欧州単一効特許

1. すべての参加加盟国における同一の群のクレームを与えられる欧州特許は、その単一的効力が単一特許保護のために登録簿に登録されている場合、参加加盟国において単一的効力が有効である。

異なる参加加盟国に対して異なる群のクレームが付与された欧州特許は、単一的効力が有効でない。

2. 欧州単一効特許は一元的な特徴を有する。それは単一的保護を提供し、すべての参加加盟国において均等の効力を有する。

欧州単一効特許はすべての参加加盟国において、限定され、移転され、取消され、または、消滅する。

欧州単一効特許は、参加加盟国の全て又は一部の領域において、実施許諾される。

3. 欧州特許が取消されまたは限定された場合には、その範囲において欧州特許の単一的効力が生じなかったものとみなされる。

第 4 条

効力の日付

1. 欧州単一効特許は、欧州特許の付与が記載された、欧州特許庁による欧州特許公報の公開日に、参加加盟国において効力を生じる。

2. 参加加盟国は、欧州特許の単一的効力が登録され、参加加盟国の領域に拡大する場合、付与が記載された欧州特許公報の公開日に、その欧州特許がその領域において国内特許としての効力を失ったものとみなされることを確保する必要な手段を講じなければならない。

第 2 章

欧州単一効特許の効力

第 5 条

単一的保護

1. 欧州単一効特許は、適用される制限を条件として、その特許権者に対して、その特許が単一的効果を持つ参加加盟国の領域中において保護されていることに反する違法行為を、いかなる第三者が犯すことを防止する権利を付与する。
2. 権利の範囲とその制限は、特許が単一的効力を持つすべての参加加盟国において、単一的である。
3. 第1項に規定される、特許によって保護されていることに反する行為と、適用される制限は、参加加盟国において欧州単一効特許に適応される法により規定され、当該参加加盟国において、国内法は第7条に基づき財産権の対象として欧州単一効特許に適用される、
4. 第16条第1項で規定される報告書において、欧州委員会は適用される制限の機能を評価し、必要な場合には適切な提案を行う。

第6条

欧州単一効特許により与えられる権利の消尽

欧州単一効特許により与えられる権利は、製品が欧州連合内の市場に置かれたのちは、特許権者がその製品のさらなる商業化に反対する合理的な理由がない限り、当該特許がカバーする製品に関する、当該特許が単一効を有する参加加盟国内で実施される行為には適用されない。

第3章

財産の対象としての欧州単一効特許

第7条

国内特許としての欧州単一効特許の取扱い

1. 財産権の対象としての欧州単一効特許は、全体としてかつ全ての参加加盟国において、特許が単一効を有する参加加盟国における、且つ、欧州特許登録簿によれば
 - (a) 当該欧州特許の出願日において、出願人が居所又は主たる事業所を有する国; 又は
 - (b) 上記(a)が該当しないとき、当該欧州特許の出願日において、出願人が事業所を有する国における国内特許として、取り扱われるものとする。
2. 欧州特許登録簿に2名以上の者が共同出願人として記録されるときは、第1項(a)は最初に記載される共同出願人に適用されるものとする。これが可能でないときは、第1項(a)が、その次に記載される共同出願人に適用されるものとする。第1項(a)が共同出願人のいずれにも該当しないときは、第1項(b)が適用される。

3. 第1項又は第2項の目的において、特許が単一効を有する参加加盟国において、出願人が居所、主たる事業所、又は事業所を有しない場合、財産権の対象としての欧州単一効特許は、全体としてかつ全ての参加加盟国において、EPC第6条第1項に従い欧州特許機構が本部を置く国の国内特許として扱われるものとする。

4. 権利の取得は、国内特許原簿へのいかなる登録にも依存してはならない。

第8条

ライセンス・オブ・ライト

1. 欧州単一効特許の特許権者は、相当な対価と引き換えに、実施権者として発明を実施することを、いかなる者に対しても許諾する用意がある旨の宣言を、欧州特許庁に提出することができる。

2. 本規則によって与えられる実施権は、契約上の実施権として取り扱われる。

第4章

制度的条項

第9条

欧州特許機構の枠組みにおける管理業務

1. EPC第143条の意味において、参加加盟国は、欧州特許庁の内部規定を遵守して実施される以下の任務を欧州特許庁に与える:

(a) 欧州特許の特許権者による単一効の請求の管理;

(b) 単一特許保護のための登録簿の欧州特許登録簿への包含と、単一特許保護のための登録簿の管理;

(c) 第8条に規定される実施許諾、その取下げ、及び国際標準機関において欧州単一効特許の所有者によりなされた実施許諾の宣言の受領及び登録;

(d) 規則(EU)1260/2012第6条に規定される移行期間中の同条に規定される翻訳の公開;

(e) 欧州特許の付与の記載が欧州特許公報において公表された年以降の年についての欧州単一効特許の更新手数料の徴収と管理;遅延が期限の日から6月以内の場合の、更新手数料の遅延支払いの追加手数料の徴収と管理、及び、徴収した更新手数料のうち一部の参加加盟国への配分;

(f) 規則(EU)1260/2012第5条に規定される翻訳費用の補償の手順の管理;

(g) 欧州特許権者による欧州特許の単一効の請求が、EPC第14条(3)に定義される手続言語で、欧州特許公報における特許付与の記載の公開後、1月以上遅れることなく提出されることを確保すること。

(h) 単一効の請求が提出され、かつ、規則(EU)1260/2012第5条に規定される移行期間中に同条に規定される翻訳と共に提出されたときは、単一効が単一特許保護の登録簿に記載さ

れること、及び欧州特許庁が単一効の限定、実施許諾、移転、取消について通知されることを確保すること。

2. 参加加盟国は、EPC において実施される国際的義務を果たす際に、本規則の遵守を確保しなければならず、そのために協力しなければならない。EPC 締約国としての法的立場において、参加加盟国は本条第 1 項に規定される業務に関連する行為の統治及び監視を確保し、及び、本規則第 12 条に従う更新手数料の水準と、本規則第 13 条に従う更新手数料の配分の割合を規定することを確保する。

そのために、参加加盟国は EPC 第 145 条の意味における、欧州特許機構の管理理事会の特別委員会（以後、「特別委員会」）を設置する。

特別委員会は、参加加盟国の代表及びオブザーバーとしての欧州委員会の代表、欠席者の代理人によって構成されなければならない。特別委員会の委員はアドバイザー又は専門家によって支援されることができる。

特別委員会の決定は、欧州委員会の立場に当然払うべき注意を払い、EPC 第 35 条第 2 項の規定に従うものとする。

3. 参加加盟国は、第 1 項に規定される業務を遂行する際の欧州特許庁の決定に対して、1 カ国又はいくつかの参加加盟国の管轄裁判所における効率的な法的保護を確保しなければならない。

第 5 章

財政条項

第 10 条

支出における原則

EPC 第 143 条の意味において、加盟国によって欧州特許庁に対して与えられた追加的業務を遂行する際、欧州特許庁が負担した支出は、欧州単一効特許によって発生した手数料により賄われる。

第 11 条

更新手数料

1. 欧州単一効特許の更新手数料及び更新手数料の遅延支払いのための追加手数料は、特許権者によって欧州特許機構に対して支払われる。当該手数料は、欧州単一効特許の付与の記載が欧州特許広報で公開された年以降の年について支払われる。

2. 更新手数料、及び、該当する場合には追加手数料が期限内に支払われなかったときは、欧州単一効特許は失効する。

3. 第 8 条第 1 項の宣言の受領の後に支払い期限が到来する更新手数料は、減額される。

第 12 条

更新手数料の水準

1. 欧州単一効特許の更新手数料は、

- (a) 単一特許保護の期間を通じて累進的であり、
- (b) 欧州特許の付与及び単一特許保護の管理に関連するすべての費用を負担するのに十分であり、
- (c) 付与前の段階において欧州特許機構に支払われる手数料と共に、欧州特許機構の均衡された予算を確保するために十分でなくてはならない。

2. 更新手数料の水準は、中小企業のような特別な事業体の状況を考慮に入れながら、以下の目的によって規定される。

- (a) 技術革新を促進し、かつ、欧州企業の競争力を発展させること
- (b) 特許が対象とする市場規模を反映すること
- (c) 最初に更新手数料の水準が決定される時点の、参加加盟国において効力を有する平均的な欧州特許の国内更新手数料の水準と、同等であること

3. 本章に提示される目標を達成するために、更新手数料の水準は、以下の水準に設定される。

- (a) 現行の欧州特許の平均的な地理的範囲のために支払われる更新手数料の水準と同等の水準
- (b) 現行の欧州特許の更新率を反映した水準
- (c) 単一効の請求の数を反映した水準

第 13 条

配分

1. 欧州特許庁は、第 11 条に規定される欧州単一効特許に対して支払われる更新手数料の 50%を保持する。残金は、第 9 条第 2 項に規定される更新手数料の配分の割合に従って参加加盟国に配分される。

2. 本章に提示される目標を達成するために、更新手数料の参加加盟国への配分割合は、公正、公平かつ関連ある以下の基準に基づいて決定される。

- (a) 特許出願件数
- (b) 人口によって示される市場規模、ただし最低限の額が各参加加盟国に配分されることを

確保する

(c) 以下に該当する加盟国に対する補償

- (i) 欧州特許庁の公式言語の 1 つ以外の公用語を有し
- (ii) 特許活動が偏って低い水準にあり、及び／又は、
- (iii) 比較的最近に欧州特許機構への加盟資格を獲得した

第 6 章 最終条項

第 14 条

欧州委員会と欧州特許庁の協力

欧州委員会は、本規則に含まれる分野において、欧州特許庁との作業合意を通じて緊密な協力を確立する。当該協力は、作業合意の機能に関し、特に、更新手数料とその欧州特許機構の予算への影響の問題に関し、定期的な意見交換を含む。

第 15 条

競争法及び不正競争に関する法律の適用

本規則は、競争法及び不正競争に関する法律の適用を受けない。

第 16 条

本規則の運営に関する報告書

1. 最初の欧州単一効特許が効力を生じた日から 3 年以内に、欧州委員会は欧州議会及び理事会に対して本規則の運営に関する報告書を 5 年ごとに提出し、必要な場合には、本規則を改正する適切な提案をしなければならない。
2. 欧州委員会は、第 11 条に規定される更新手数料の機能に関し、特に第 12 条に規定される原則との適合性に重点を置いて、定期的に欧州議会及び欧州連合理事会に報告書を提出しなければならない。

第 17 条

参加加盟国による通知

1. 参加加盟国は、同規則が適応される日までに、第 9 条に従って採用された手段を欧州委員会に通知する。
2. 参加加盟国は、同規則が適応される日までに、又は、同規則が適応される日に統一特許裁判所が欧州単一効特許に関して排他的裁判管轄を持たない参加加盟国の場合は、統一特許裁判所が該当加盟国において排他的裁判管轄をもつ日までに、第 4 条第 2 項に従って採用された手段を欧州委員会に通知する。

第 18 条
発効と適用

1. 本規則は EU の官報における公表日から 20 日目に発効する。
2. 本規則は 2014 年 1 月 1 日，又は統一特許裁判所に関する協定（「協定」）の発効日の，いずれか遅い日から適用される。

第 3 条 1 項，2 項及び，第 4 条 1 項の規定によらず，単一特許保護のための登録簿に記載された単一効を有する欧州特許は，登録日に統一特許裁判所が欧州単一効特許に関して排他的裁判管轄を有する参加加盟国に限って，単一効を有する。

3. 参加加盟国は，批准書の寄託時に協定の批准を欧州委員会に通知しなければならない。欧州委員会は，EU の官報に協定の発効日及び，発効日までに協定を批准した参加加盟国の一覧を公表する。欧州委員会は，その後定期的に協定を批准した参加加盟国の一覧を更新し，EU の官報に更新された一覧を公表する。

4. 参加加盟国は，本規則の適用日までに，第 9 条に規定される手段が実施されることを確保する。

5. 参加加盟国は，本規則の適用日までに，又は同規則が適応される日までに統一特許裁判所が欧州単一効特許に関して排他的裁判管轄を持たない参加加盟国の場合は，統一特許裁判所が該当加盟国において排他的裁判管轄をもつ日までに，第 4 条第 2 項に規定される手段が実施されることを確保する。

6. 単一特許保護は，本規則の適用日またはそれより後に付与されるいかなる欧州特許に対して，請求することができる。

本規則は，条約に従い，参加加盟国において全体として拘束力を有するとともに直接適用される。

2012 年 12 月 17 日，ブリュッセルにて，

欧州議会
議長
M. SCHULZ

欧州理事会
議長
A. D. MAVROYIANNIS